

NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン（概要）

本ガイドラインは、NTT東日本・西日本が、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務（「ワイヤレス固定電話」）の提供を行うために必要なNTT法第2条第5項ただし書に規定する総務大臣の認可について、認可の考え方等を事前に明確化し、行政判断の客観性・透明性の向上を図り、関係事業者の予見可能性を高めること等を目的とする。

総務大臣の認可にあたっての考え方（確認事項）

- 他者設備の利用を例外的に認めるという制度の趣旨を踏まえ、NTT東西が、引き続き低廉な加入者料金で電話の役務を提供すること等を目的として、他者設備を用いた役務の効率化を図るものであるのか
- 他者設備を用いた電話の役務について、具体的にどのような場合に、どのような役務の提供を行うのか。総務省（NTT法施行規則第2条の2第1項）の規定ごとに主に以下の点も確認する

第1号：総務省令に定める特例地域及び加入者密度の条件を満たす区域を対象に提供するものであるか
 第2号：著しく高額となる電話網の構成をとらざるを得ない等の「特別な事情」があるものであるか

第3号：災害等により、回線の再敷設や設備の復旧に時間がかかるなどの非常の場合を想定したものであるか

- 他者設備を用いた電話の役務であっても、一定品質水準を確保し、安定的・継続的に提供されるものであるか
- 公正競争確保の観点から、他者設備の調達は広く参入機会を確保するなど、適正性が確保されたものであるか
- 加入者への周知方法や電波環境の確認体制など、加入者保護のために必要な措置がとられているか 等

認可申請書に記載が必要な事項

- 役務提供の内容（加入者への提供料金・提供条件の考え方を含む）
- 町又は字単位での提供区域のリスト、加入者密度、特例地域の該当性（第1号に係るもののみ）
- 10年間のコスト効率化見込み（アナログ加入者回線の新設・維持に要する費用との比較）及びその算定根拠
- 通信障害時等において、自己設備で提供する場合と同等の対応が可能であることが確認できる資料
- 他者設備の調達に係る公募条件、調達価格、調達参加事業者、契約期間等 等

実施状況報告を求める事項

- 毎年度末時点の提供区域・加入者数等（町又は字単位）、加入者への提供料金・提供条件、加入者保護の取組、コスト効率化見込みの計画に対する達成状況、将来見込み 等

※上記のほか、電気通信事業法や総務省令に基づく手続き（各種約款の届出等）も必要となる。